

「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理の在り方」 に関する検討の基本的方向性について（案）

1 検討の範囲は、以下のようにはどうか。

（1）対象となる配食事業

事業者（規模の大小、営利・非営利、献立作成・調理・配達等の外部委託の有無等を問わない。）が、特定多数の利用者に対し、主に在宅での食事用として、以下の食品を継続的に宅配する事業。

主食、主菜、副菜の組合せを基本（主食なしのものを含む。）とする、1食分を単位とした調理済み食品[※]

※ 電子レンジ等で加熱して食する冷凍食品、チルド食品等を含む。

（注）したがって、例えば、以下のような食品に係る事業は、本検討の対象外とする。

- ① 外食（不特定多数者による、店舗内での食事が前提）
- ② 小売店で販売される組合せの調理済み食品等（不特定多数者による利用が前提）
- ③ 宅配される寿司・ピザ等（不特定多数者による、継続的ではない利用が前提）
- ④ 宅配される食材料（食品の栄養価や物性が、利用者側の調理いかんで大きく変動する可能性）
- ⑤ 宅配される単品のゼリー、ムース等（組合せ食品ではない。）

（2）主な検討事項

① 配食事業における栄養管理の在り方

ア 献立はどのように作成するか

イ 利用者の栄養状態等に応じ、エネルギーやたんぱく質の量等について、どのくらいのオーダー（程度）で対応できるようにするか

ウ 献立における栄養素等のばらつきは、どの程度にまで管理するか

エ メニューサイクルはどの程度が望ましいか 等

※1 なお、病態や要介護度等の別によるエネルギー及び栄養素の給与量については、利用者集団又は個人の栄養状態等を踏まえ、医師、管理栄養士等により適切に設定されるべきものであり、本検討会で定めるものではない。

※2 診療報酬や介護報酬等の議論は想定していない。

② 配食を活用した健康管理支援の在り方

配食利用者の健康支援を行う配食事業の広がり、配食利用者における自主的かつ適切な健康管理を好循環させるには、どのような仕組みが必要か

③ 配食の事業内容に係る情報発信の在り方

利用者、医療・介護・自治体関係者等が配食事業の内容を効果的・効率的に把握できるようにするため、どのような情報整理・発信が必要か

2 検討内容の活用の方向性は、以下のようにしてはどうか。

本検討でのガイドライン案に係る検討等を踏まえ、平成 28 年度末を目途にガイドライン[※]を策定し、平成 29 年度より、このガイドラインに即した、地域高齢者等の一人ひとりの健康や暮らしに寄り添う配食の仕組みづくりを図る。

※ このガイドラインは、法的規制を目的とするものではない。